

公益財団法人岡山県体育協会賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岡山県体育協会（以下「本会」という。）の事業推進のため、また本県スポーツ振興のため御支援いただく賛助会員（以下「会員」という。）に関する必要な事項を定める。

(会員)

第2条 会員とは、本会の目的・事業に賛同したものをいう。

(会費)

第3条 会員の年度会費は、次に定めるとおりとする。

- (1) 個人会員 1口 2,000円とし、1口以上
- (2) 企業・団体会員 1口 10,000円とし、1口以上
- (3) 特別会員 1口 50,000円とし、1口以上

(会費の使途)

第4条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を公益目的事業に、残額を法人会計に使用する。

(情報提供等)

第5条 本会は、会員に対し、次のとおり情報提供を行う。

- (1) 本会ホームページに会員のご芳名・企業・団体名の掲載を行う。
- (2) 会員に対し、広報「体協ニュース」を送付する。
- (3) 特別会員に対しては、年間記録集「岡山のスポーツ」を送付する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。